

長澤運輸20条裁判全面勝利判決！

全日建運輸連帯労組に所属する長澤運輸の3人の組合員が労契法20条を活用し、定年後に再雇用された労働者の賃金差別の是正を求めた裁判の判決が5月13日、東京地裁(佐々木宗啓裁判長)でありました。判決はほぼ原告側主張を100%認めた全面勝利判決でした。

判決は再雇用後の賃金規定は同法に違反すると認めたとうえで、①就業規則等、正社員と同じ地位にあること、②過去分の差額を支払いを認めました。

労契法20条が定年後の再雇用にも適用され、正社員と同じ就業規則が適用されるとし、賃金水準を下げることは違法であるとした、まさに画期的な判決です。

この裁判の主任弁護士で、郵政20条裁判の弁護団の一員でもあり、支える会の共同代表でもある宮里邦雄弁護士は「一番いい見解が出され、私たちが一番望むいい判決だ」と感想を述べられました。また、

「郵政の裁判にも必ずいい影響がある」といいました。

定年後、再雇用の労働条件への労契法20条の適用は郵政の高齢者再雇用の労働条件(とりわけ、フルタイムでも賃金が75%以下)も当然対象となり、社会的な影響も大きいと言えます。宮里弁護士もこの点を指摘していました。

この勝利を糧に郵政20条裁判、そして全ての20条裁判に勝利していきましょう。

労契法20条裁判日程

- ★5月19日(木)10時
○千葉内陸バス裁判
・東京地裁709号
- ★6月23日(木)16時30分
○第13回郵政東日本裁判・進行協議
・東京地裁
- ★7月6日(水)
第8回郵政西日本裁判・口頭弁論
・大阪地裁809号

メトロマース裁判(第16回)

- 6月23日(木)
10時30分～17時
- 東京地裁709号法廷

◇証人尋問

<午前>

会社側証人 総務部長

<午後(13時～)>

原告側本人尋問 4名

会員継続のお願い

継続納入がまだの方はよろしくお願ひします。

◇年会費

個人会員 1,000円

団体会員 3,000円

◇口座番号 00170-7-386997

◇加入者名 郵政20条裁判を支える会



熱気に溢れ、会場一杯の中之島中央公会堂での報告集会

<西日本訴訟裁判報告>

4月27日、大阪地裁809号法定で西日本訴訟第8回口頭弁論が開催された。また、裁判終了後、進行協議も開催された。裁判は、80名をこす支援、傍聴者が詰めかけ地裁廊下は支援者で埋め尽くされた。

今回の裁判では、2月2日付で被告が第4準備書面を提出、それに対して原告は、3月31日と4月21日にそれぞれ準備書面を提出したことをうけて6月22日までに被告が新たな準備書面を提出することが確認された。また、中西原告について当該の個別事情で原告の取り下げがなされたことが確認された。

続いて行われた進行協議では、①労働条件整理表(制度面)を原告は加筆して次回期日までの提出すること。②原告側は、労使交渉や歴史的経緯が考慮要素に該当しないことを総論的に反論する書面を準備する。③裁判所から人証についての準備を開始してもらいたい指示が行われた。裁判は、証人調べの段階に移る重要な段階を迎えようとしている。

裁判終了後、中之島中央公会堂で行われ

た報告集会には80名以上の仲間が結集し約1時間にわたって集会がもたれた。集会では、西日本事務局から労契法18条にもとづく無期転換ルールが1年半前倒しされることとなった経過と問題点が詳しく報告された。その後、中島弁護士から裁判と進行協議の報告が行われた。連帯の挨拶として大阪労連、京都総評、大阪全労協、天六ユニオン、京都ユニオン、JAL争議団からそれぞれ力強いアピールを受けた。集会は、最後に原告からの決意表明を受け近畿地本熊谷委員長のまとめと団活ガンバローで終了した。

西日本裁判第9回口頭弁論

★7月6日(水)午前11時
・大阪地裁809号法定

西日本提訴2周年記念集会& 労契法20条裁判フェスタ

★7月18日(月・祝)午後1時半から
・住まい情報センター(天六)